（副次的に発する電波等の限度）

**第二十四条**　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

［２～６　略］

７　一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　シングルキャリア無線局の受信装置

| 無線局の種別 | 受信装置の区別 | 周波数帯 | 副次的に発する電波の限度 |
|---|---|---|---|
| 基地局 | 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置 | ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 | 任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値 |
| | | イ　一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未満 | 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値 |
| | | ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下 | 任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値 |
| | | エ　二、〇二五MHzを超え一二・七五GHz以下（二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。） | 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値 |

（副次的に発する電波等の限度）

**第二十四条**　［同上］

［２～６　同上］

７　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

| 無線局の種別 | 受信装置の区別 | 周波数帯 | 副次的に発する電波の限度 |
|---|---|---|---|
| 基地局 | 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置 | ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 | 任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値 |
| | | イ　一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未満 | 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値 |
| | | ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下 | 任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値 |
| | | エ　二、〇二五MHzを超え一二・七五GHz以下（二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。） | 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値 |